

涌谷町町民医療福祉センター基本方針

【目 標】

町民の皆さまと医療福祉センター職員の相互協力により、町民一人ひとりが「安らかに生まれ」「健やかに育ち」「朗らかに働き」「和やかに老いる」ことを通して、その人らしいかけがえのない人生を送ることをめざします。また健康格差の少ない共生社会を実現するため、人と人とのつながりを大切にしたい町づくりに努めます。

【町民の皆さまへのお願い】

- ◎ 現在ある病気の大部分は、生活習慣からつくられることを理解し、自ら食事、運動、休養に気を配り、要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めましょう。
- ◎ 病気は軽いうちに治すよう心がけ、上手に医療機関を利用しましょう。
- ◎ 病気を治す主人公は自分自身です。たとえ病気があっても、病気の悪化や再発を防ぐようにし、生きがいのある人生を歩みましょう。

そのために「個人は自分の健康に責任をもつ」「家族は役割を分かち合う」「地域は手を取り合う」ことが大切です。

医療福祉センターは自分達の施設であることを認識し、常に町民のためのセンターであるよう見守り、育てましょう。

【医療福祉センターの役割】

どのような場所で暮らす人に対しても、その人の住まいのこと、また家族・隣人・友人・知人など人とのつながりを大切に、精神面・経済面にも配慮しつつ、健康づくりから、病気の発症・悪化・再発の予防、外来入院診療・在宅療養・リハビリテーション、看取りまで、多職種が協働し継続的にお手伝いをいたします。

（1）妊娠から子育て期

出産前後の親子の保健、予防接種、子育て期の戸惑いや悩みに、健康課母子保健担当者、福祉課子育て支援担当者が保育所、こども園、幼稚園などとも協働し、対応いたします。

（2）小児期から思春期

保育所・こども園・幼稚園・小中学校、高校と連携し、病院総合診療科が健康面の問題に対応します。

（3）青年期から壮年期

健康相談、健康診断、病気の診断・治療、リハビリテーションを主として病院が担当します。障害者福祉、社会福祉（日赤、献血、生活保護等）等は福祉課が担当します。専門的医療機関との連携も密にします。

（4）老年期

病院による外来・入院診療のほか、在宅ケアなど訪問系サービスも介護・福祉部門や他の機関と連携、協働し実施します。また介護予防・介護の支援・重度化防止のための事業を各課協力のもと担当します。介護相談、通所サービス、ショートステイ事業も行います。介護保険による入所施設との連携も行います。

（5）経済的支援の必要な人

社会福祉協議会や福祉課に経済的支援を求めてこられる方々に健康面での支援をいたします。

これらの事業の実施にあたり、チームワークづくり、ネットワークづくりを心がけ、町民の皆さまに協力していただきながら、皆さまの健康と福祉が向上するように努めてまいります。

◆ 令和5年度重点施策 ◆

1. 妊娠期から子育て期にある親子への支援をさらに進めます
2. 町内外の医療機関との連携を密にし、診療の質を高めて、病院経営の収支バランスを改善します
3. 多職種協働によりニーズに基づいた在宅医療福祉サービスの充実を図ります